

# 北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

平成30年6月29日

規則第52号

改正 令和元年5月17日規則第3号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、くろまぐろの採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(告示)

**第3条** 知事は、管理対象期間（30キログラム未満のくろまぐろ又は30キログラム以上のくろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を直ちに告示するものとする。

- (1) 30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、北海道計画（法第4条第1項の規定により知事が定める計画をいう。以下同じ。）により定められた当該くろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類、海域若しくは期間ごとの知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、北海道計画により定められた当該くろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類、海域若しくは期間ごとの知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

**第4条** 知事が前条の規定により同条各号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合は、くろまぐろを採捕しようとする者は、当該告示の日の翌日から同日が属する管理対象期間の末日（知事が当該各号に掲げる場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、当該告示の日）までの間、当該告示に係るくろまぐろを採捕してはならない。

## 附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、くろまぐろを採捕しようとする者は、30キログラム未満のくろまぐろを採捕してはならない。この場合において、第3条（第1号に係る部分に限る。）の規定による公表を要しない。

附 則（令和元年5月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。